



☆☆ ☆特集記事



◆◇◆E55 徳島南部自動車道（徳島 JCT～徳島沖洲 IC）の開通と期待される整備効果について◆◇◆

（西日本高速道路株式会社）

四国横断自動車道 阿南四万十線の一部を形成する E55 徳島南部自動車道は、徳島 JCT から阿南 IC（仮称）を結ぶ約 22km の高速自動車国道です。令和 4 年 3 月 21 日に徳島 JCT から徳島沖洲 IC の 4.7km が開通しました。今回開通区間の事業概要や期待される整備効果を紹介します。



☆☆ ☆訴訟事例紹介



◆◇◆グレーチング上を車両が通過した際にグレーチングによりガソリントankを傷つけられ、ガソリンが漏出してしまふとともに、運転者が側溝に足をとられて転倒した事故について、国家賠償法 2 条 1 項に基づき損害賠償請求等がなされた事例◆◇◆

（国土交通省 道路局 道路交通管理課）

【事案の概要】

本件は、原告が自動車でグレーチング上を通過した際にコンクリートの一部が欠けていたため、グレーチングが弾んだことによりガソリントankを傷つけられ、ガソリンが漏出してしまふとともに、爆発事故の被害を避けるため自車後方へ逃げた際に運転者が側溝に足をとられて転倒した事故について、国家賠償法 2 条 1 項に基づき損害賠償請求等がなされた事例（令和 2 年 12 月 17 日札幌地方裁判所岩見沢支部判決）

【判決要旨】

争点 1

- ・側溝のコンクリートの一部が欠けていたことから、グレーチング上を原告車が通過した際、グレーチングが弾んで原告車のガソリントankを損傷したことについて、本件側溝及び本件グレーチングを管理する被告に責任があることは明らかである。

争点 2

- ・グレーチングが弾んで原告車のガソリントankに刺さり、前に進まなくなったのであるか

ら、一旦原告車を後退させることは、いたって自然な行動であり、予測不能な特異なものとはいえない。

- ・原告が原告車の異常を察知した時点で、原告車が道路の右側寄り、道路に対して右斜め向きの状態であったことからすると、あえてハンドルを左に切って道路左側に原告車を移動させるよりは、速やかに道路脇に移動するために道路右側（本件側溝の左側）に原告車を移動させることも合理的であるというべきである。
- ・ガソリンが漏れている緊急時において、最も空間の空いている後方へ咄嗟に避難することは自然な行動であるといえる。また、緊急時において、冷静に周囲の状況を把握することは通常困難であったというべきであり、グレーチングが外れていることを原告が当然に認識していたとは認められない。

### 争点3

- ・原告が本件グレーチングの外れた本件側溝の存在を認識することは不可能でなかったし、冷静に対処すれば、本件側溝を回避して避難することも可能であったというべきであり、本件事故の過失割合を原告 30 パーセント、被告 70 パーセントとするのが相当である。

「 「 「 「 \_\_\_\_\_

「 「 ☆TOPICS ○○○。.. ○○○。

.....

### ◆◆◆令和2年度道路交通管理関係調査の概要◆◆◆

#### （国土交通省 道路局 道路交通管理課）

道路交通管理統計は、毎年、全国の道路管理者に調査のご協力をいただいて作成し、道路の管理体制等を的確に把握するとともに、道路の実態に即した望ましい道路交通管理のあり方を検討するための基礎資料としている。

本稿においては、令和2年度調査の結果について検証し、今後の課題を探る。

「 「 「 「 \_\_\_\_\_

「 「 ☆地域における道路行政に関する取組み事例

.....

### ★歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を利用した賑わい創出の取組について★°・\*:.。

#### （国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所）

近年「道路の歩行空間を利用した賑わいづくり」「道路空間にカフェやベンチを設置し、滞在や休憩ができる空間の創出」という道路へのニーズが高まっており、そのような中、国土交通省の施策として、「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度」が創設されました。

今回紹介する国道8号敦賀市曙町～本町1丁目区間における賑わい創出の取組については、ほこみち制度を利用したものとなるため、取組を行うにあたってでた課題や検討事項、今後の展開を紹介します。

.....

**★栃木県の管理道路における予防伐採について★°・\*∴。**

**(栃木県県土整備部 道路保全課)**

栃木県では令和元年の台風を契機に、インフラ事業者と協働し台風時などの倒木がライフライン（道路、電気及び通信）を寸断し孤立集落を生じる恐れがある箇所について、事前に伐採することで被害を最小限に防ぐことを目的とした「予防伐採」を令和2年度から実施しています。

本県における取組状況を紹介します。

.....

**★LRT（次世代型路面電車）の整備について★°・**

**(宇都宮市 建設部 LRT企画課 協働広報室)**

宇都宮市は「誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパースマートシティ』」の実現に向け、まちの「土台」となるコンパクトなまちが公共交通でつながった「ネットワーク型コンパクトシティ」のまちづくりを進めています。本稿では、ネットワーク型コンパクトシティの要である芳賀・宇都宮LRTの整備について紹介します。

「 「 「 「 \_\_\_\_\_

「 「 ☆編集後記

.....

スマートフォン（スマホ）やタブレットの普及によって、いつでもどこでもインターネットに繋がっている環境が当たり前のものとなり、情報のやり取りが容易となりました。その昔、待ち合わせ場所に友人が現れず、ヤキモキしながら待っていた気持ちや、友人の自宅へ電話するために公衆電話を探した苦労など、すっかり過去のものとなりました。

また、一昔前、電車に乗れば、新聞・雑誌・本を読んでいる人、中吊り広告を見ている人、寝ている人が多くいた印象がありますが、今は、ほぼ全員がスマホやタブレットを操作／眺めているという光景が珍しくなくなりました。スマホの画面や操作に夢中になるあまり、周

困への配慮に欠ける行動を目にする機会が増え、特に、満員電車では、スマホを操作するスペース確保のためにグイグイ押されたり、操作中の肘がガシガシ当たったり、カバンの角や濡れた傘を押し当てられたり、スマホが目当たりそうになるなど、危険で不快な場面に遭遇するようになりました。また、スマホ普及の初期のころは、地図アプリで行き先を確認している人くらいしか歩きスマホをする人はいなかったように思いますが、このところ、周りを見渡すと、信号を渡りながらゲームをしている人、階段を上り（下り）ながらお笑いの動画や映画／ドラマを見ている人など、歩きスマホの形態も多種多様になってきました。満員電車内や歩きながらするほどのものだろうかと思議でなりません、つつい操作してしまっているのでしょう。

このように、つついスマホを操作してしまう人のほか、四六時中 SNS をチェックしている人、寝不足や遅刻などの社会生活への支障をきたしている人などは、ネット依存症／スマホ依存症に該当しているかもしれないと、ある研究者が警鐘を鳴らしています。ネット依存症／スマホ依存症になると、睡眠障害、記憶力や集中力の低下などが引き起こされるといわれています。そして、姿勢が悪くなるとともに、肩こりや眼精疲労など、身体が不調を訴えることも少なくないようです。依存症にならないためには、デジタル環境から少し離れる習慣を取り入れることが必要です。これを「デジタルデトックス」と呼び、まずは、目覚めてすぐにメッセージの着信などを確認する習慣を改善するため、スマホを枕元に置かない、目覚まし時計として利用しないことから始めると良いそうです。また、時には、スマホの電源をオフにして、登山やキャンプなど、自然の景色や空気を味わうことも有効であるようです。

インターネット環境やデジタル機器は、便利でなくてはならないものとなりましたが、溢れる情報と道具に振り回されることなく、上手に付き合っていきたいと思います。(U)